

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
その翌日)

目 次

◇ 告 示 高齢者生活実態調査実施要領（高齢者対策課）

農業改良資金の貸付金に係る償還金の収納の事務の委託の一部改正（農地経済課）

土地改良区の役員のが就退任（三件）（農村整備課）

土地改良事業の認可申請の適否の決定（二件）（〃）

旧慣使用林野整備計画の認可（林務課）

保安林の指定の解除予定（二件）（造林課）

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可（都市計画課）

廃川敷地の生成（河川課）

◇ 選管告示

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨（二件）

告 示

鳥取県告示第八百六号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）の規定に基づき、高齢者生活実態調査を次の要領により行うので、同条例第二条の規定により告示する。

平成元年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 調査目的

この調査は、在宅の高齢者の生活実態を明らかにし、鳥取県高齢化社会対策推進計画（ことぶき総合計画）の各種施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象

この調査は、県内の六十歳以上の男女二千六百人を対象とする。

三 調査事項

この調査は、次の事項について行う。

- 1 生活全般に関する事項
- 2 学習意識に関する事項
- 3 要援護老人の状況に関する事項

四 調査方法

この調査は、民生委員が調査対象者を訪問して質問し、その結果を調査票に記入する方法で行う。

五 調査期間

平成元年八月一日から同月十日まで

六 調査結果の公表

この調査の結果は、報告書を作成して公表するものとする。

鳥取県告示第八百七号

昭和四十六年四月鳥取県告示第二百八十八号（農業改良資金の貸付金に係る償還金の収納の事務の委託について）の一部を次のように改正する。

平成元年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

「中北条農業協同組合」を削る。

鳥取県告示第八百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大沢池土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 伊藤憲男 鳥取市滝山二九八

伊藤秀雄 " 二九七

谷口和治 " 三一

滝山良通 " 二九六

福田富雄 " 三五五

森本誠 " 三四一

米沢豊 " 三〇四

谷口晋一郎 " 百谷二四〇

上山秀治 " 一九二

河上博昭 " 二三三―三

松本勲 " 一八九

監事 伊藤博人 " 滝山二九九

浦木富近 " 三四六

柳原久光 " 二四一―

田淵隆治 " 百谷六〇

平成元年四月三日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 伊藤憲男 鳥取市滝山二九八

滝山良通 " 二九六

森本誠 " 三四一

谷口和治	三一一
伊藤秀雄	二九七
坂本匡範	三四三
福田富雄	三五五
谷口晋一郎	百谷二四〇
河上博昭	二二三―三
上山秀治	一九二
松本勲	一八九
浦木富近	滝山三四六
伊藤博人	二九九
柳原久光	二四一―
田淵隆治	百谷六〇

平成元年四月四日就任 任期二年

鳥取県告示第八百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり瑞穂地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 山中誠一 気高郡気高町大字下光元二二六

昭和六十二年三月三十一日退任

理事 鈴木一郎 気高郡気高町大字上光二七五

平成元年三月六日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 北村正博 気高郡気高町大字下光元二七二

昭和六十二年四月一日任期 平成二年八月十日まで

鳥取県告示第八百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり尾高井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 福永春二 西伯郡岸本町上細見六五五

中曾恭彦 立岩四三

松田喜治 吉定六六〇―二

野口善也 四三一

野坂勉 岸本二九〇

井本 宏美	押口一六〇一
勝部 馨市	遠藤三七二
高橋 順	米子市石州府四二一
船越 丈夫	福万二九六
福島 康孝	一八三
伊達 功	尾高一二〇七
伊達 光正	一一六八

平成元年四月十八日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 野坂 賢	西伯郡岸本町上細見三五七
中曾 恭彦	立岩四三
松田 喜治	吉定六六〇一二
野口 善也	四三一
野坂 勉	岸本二九〇
神本 寿広	押口四九
細田 好美	遠藤三六
高橋 順	米子市石州府四二一
小杉 光	福万三三四
福島 康孝	一八三
伊達 功	尾高一二〇七
塚田 修	一一七八

平成元年四月一九日就任 任期四年

鳥取県告示第八十一号

西伯町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）今長地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示、次のとおり縦覧に供する。

平成元年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年七月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十二号

西伯町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）猪小路地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果

適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六條の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年七月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百十三号

東郷町長から申請のあった佐美地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第二十二條第一項の規定に基づき、平成元年七月二十一日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

平成元年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十條の規定により告示する。

平成元年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字北村字赤井谷口九三六の二（次の図に示す部分に限る。）、九三六の一七九

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十條の規定により告示す

る。

平成元年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東郷町大字川上字北山九九九の四、一〇〇〇四の三から一〇〇〇四の五まで、一〇〇〇五の三、一〇〇〇五の五、一〇〇〇七の三、一〇〇〇九の三

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

鳥取県告示第八百十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画事業皆生新田第二土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 組合の名称

米子市皆生新田第二土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和五十九年十一月二十二日から平成三年三月三十一日まで

三 施行地区

米子市皆生字南砂池、字東大池及び字下沖林の全部並びに同市皆生字林田、字丸池、字西大池、字小砂池、字北砂池、字ウド口、字ウド口沖、字小バイ、字西雁座、字中沖林、字石河原ウド、字向林、字東林ノ上及び字土手ノ内の各一部

四 事務所所在地

米子市皆生二四九二

五 設立認可の年月日

昭和五十九年十一月二十日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

米子市役所及び事務所の掲示場に掲示して行う。

八 変更認可の年月日

平成元年七月二十六日

鳥取県告示第八百十七号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県根雨土木事務所に備え

置いて縦覧に供する。

平成元年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の名称

日野川水系に係る一級河川印賀川

二 廃川敷地が生じた年月日

平成元年七月二十八日

三 廃川敷地の位置

日野郡日南町阿毘縁字反中河原三〇四〇地先

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 三五一・二七平方メートル

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成元年七月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
福井康夫後援会	藤井 良雄	岩井 清憲	倉吉市下福田三五三	平成元年五月十七日	その他政治団体
清水章夫後援会	清水 孝行	田中 良夫	倉吉市福庭三六五	平成元年五月二十日	

鳥取県選挙管理委員会告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成元年七月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党東郷町支部	会計責任者の氏名	本庄 勇	前田 茂雄	平成元年五月八日	政党の支部
自由民主党米子市義方支部	主たる事務所の所在地	米子市角盤町三丁目九四	米子市角盤町三丁目一五八	平成元年五月九日	
自由民主党米子市富益支部	代表者の氏名	都田 照正	茅野 恒治		
自由民主党鳥取県塩政支部	会計責任者の氏名	山下 諭	天野 節郎	平成元年五月十九日	

中 原 修 治 後 援 会	主たる事務所 の所在地	米子市博労町 二丁目一五三	米子市弥生町 官有無番地	平成元年 五月十日	その他 の政治 団体
"	代表者の氏名	中 原 明 広	藤 原 実 夫	"	"
"	会計責任者の 氏名	中 原 繁 子	"	"	"
井上健治後援会	会計責任者の 氏名	宮 本 知 衛	徳 岡 健 一	平成元年 五月十二日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成元年七月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事務所 の所在地	届 出 年月日	備 考
三谷卓志後援会	戸 崎 文 彦	三 谷 節 刀	東伯郡羽合町大字 久留四一―五	平成元年 五月二日	その他 の政治 団体
前田俊政後援会	横 山 英 雄	前 田 繁 好	鳥取市下味野三二 の四	平成元年 五月十日	"
広島了輔後援会	黒 田 一 番	西 尾 寿 栄	境港市元町二九	平成元年 五月十三日	"
広島さんと語る 婦人の会	佐々木千代枝	広島美奈子	境港市元町一八四 七	"	"

鳥取県選挙管理委員会告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成元年七月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の団体

期 間	昭 和 60 年 1 月 1 日 ~ 同 年 12 月 31 日	2	収 入 ・ 支 出 の 内 訳
政治団体の名称	清水章夫後援会	(1)	収 入 の 内 訳
報告年月日	平成元年5月24日		寄附（内訳別掲）
1	収 入 ・ 支 出 の 総 額	合 計	個人からの寄附
(1)	収 入 総 額		【寄附の内訳】
了	前年繰越額		個人からの寄附
了	本年収入額		その他
(2)	支出総額		

河本三男後援会	稲 並 行 一	向 井 喜 雄	倉吉市下古川一六 八一―一	平成元年 五月十九日	"
清水章夫後援会	谷 本 和 範	草 信 博	倉吉市福庭三六五	平成元年 五月二十 四日	"

政治活動費 50,000円

組織活動費 240,000円

機関紙誌の発行を
他の事業費

240,000円

宣伝事業費 290,000円

合 計 290,000円

期間 昭和61年 1月1日～同年12月 31日

政治団体の名称 清水章夫後援会

報告年月日 平成元年 5月24日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 10,000円

7 前年繰越額 10,000円

1 本年収入額 0円

(2) 支出総額 10,000円

2 支出の内訳

政治活動費

組織活動費 10,000円

合 計 10,000円

期間 昭和62年 1月1日～同年12月 31日

政治団体の名称 清水章夫後援会

報告年月日 平成元年 5月24日

収入・支出の総額

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

期間 昭和63年 1月1日～同年12月 31日

政治団体の名称 清水章夫後援会

報告年月日 平成元年 5月24日

収入・支出の総額

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

平成元年七月二十八日

鳥取県選挙管理委員会事務課長 坂 淳 吾 殿

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

政治団体の名称 三谷卓志後援会

報告年月日 平成元年 5月 2日

(解散平成元年 3月31日)

収入・支出の総額

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

政治団体の名称 広島さんと語る婦人の会

報告年月日 平成元年 5月13日

(解散昭和63年12月 4日)

収入・支出の総額

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

政治団体の名称 前田俊政後援会

報告年月日 平成元年 5月10日

(解散平成元年 5月10日)

収入・支出の総額

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

政治団体の名称 広島了輔後援会

報告年月日 平成元年 5月13日

(解散昭和63年12月 4日)

収入・支出の総額

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

鳥取県選挙管理委員会告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規

定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十

条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

合 計 5,000円

その他の経費 5,000円

政治活動費

2 支出の内訳

(2) 支出総額 5,000円

1 本年収入額 0円

7 前年繰越額 5,000円

(1) 収入総額 5,000円

1 収入・支出の総額

報告年月日 平成元年 5月19日

(解散平成元年 4月17日)

政治団体の名称 河本三男後援会

報告年月日 平成元年 5月19日

(解散平成元年 4月17日)

政治団体の名称 清水章夫後援会
報告年月日 平成元年 5月24日

(解散平成元年 5月24日)

収入・支出の総額

1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む。)】